

まちづくりは、ひとのつながり

自治組織に加入し、一緒に住み良いまちを創っていきましょう！

経営企画室

●まちづくりの役割分担、担い手

まちづくりの役割分担は大きく4つに分類することができます。1つ目は「みなさんひとりひとりや家庭で行うこと」(自助)、2つ目は「隣近所や地域が助け合って行うこと」(互助、共助)、3つ目は「みなさんや地域の方々と行政が協力・支援して行うこと」(協働)、4つ目が「行政が行うこと」(公助)となります。

●高森町の自治組織(区、地区、常会)の役割は？



高森町の自治組織は、昔からこの町に住む人々の隣近所の自然的なつながりから発生したものと考えられ、現在は7区、21地区、152常会にて構成されています。

高森町が誕生した4年後、昭和36年6月、梅雨前線がもたらした豪雨は日本各地に多くの爪あとを残し、高森町でも死者・行方不明者11名を出す大きな被害を受けました(三六災害)。しかし当時の住民の皆さんは一体となって、大きな被害を受けた高森町を再建し復興してきました。また、現在普通に使っている道路や水道も、もともとはこのように手に手をとって整備してきた歴史があることを、今を生きる私たちも忘れてはなりません。

最近では、平成7年に発生した阪神淡路大震災の際には、道路や電気、上下水道や情報網などの生活インフラが大打撃を受け、国・県・市町村などの公的機能も麻痺したときに、いち早く活躍し復興に動き出したのが「自治組織」に代表される地域のみなさんのつながりでした。

また最近新聞でも取りざたされる「孤独死」などの問題は、無縁社会と言われる人と人とのつながりが希薄なことが原因で起こっている悲しい出来事です。

被災時の助け合いや孤独死のような悲しい出来事を防ぐためには、今後ますます普段からの人と人とのつながりがとても大切になります。



このように自治組織の役割は、「隣近所や地域が助け合って行うこと」(互助、共助)の機能が多くを担っています。どうしても個人や家庭でできないことを、まずは隣近所や地域のつながりで助けあい解決することになります。

●行政の役割は？

高森町では、普段からの人と人のつながりを作っている最も身近な集まりを「自治組織」として、「町と地域住民が協働して自治組織への加入を進めながら、住民のみなさんによる積極的なまちづくり」を目的とした「高森町町民参加条例」を平成15年に定めています。
また、このような自治組織の皆さんの活動に対して、役場では現在大きく**3つの支援**を行っています。

- ①事業に伴う補助制度や地区への交付金などの「**お金の支援**」
- ②「地区担当職員制」による「**人の支援**」
- ③「町政懇談会」「地区計画」「女性ふるさとづくり」など、みなさんからのご意見や想いを形にし、活動をサポートする「**場の支援**」

●これから加入する、そして既に加入されている皆さんへ

これから自治組織に加入しようと考えている皆さんは、親の代からここに住んでいる、農業をしてみたい、豊かな自然に囲まれ子育てをしてみたい、定年後の余生を送りたい…人それぞれ違った思いがあり高森町に住むことを選んで下さったと思いますが、**大切なのは「まちづくりの主役はそこに住む住民のみなさん」**であり、また**その皆さんがつながり協力**することで、地域は成り立ち、人は生活しています。そのためにも高森町のまちづくりを担う仲間の一人として、ぜひ**自治組織に加入**しましょう。

自治組織への加入を考えている皆さんは、まずは役場にご相談下さい。「高森町町民参加条例」のパンフレットとともに、「高森町の自治組織(区・常会等)への加入のお願い(確認書)」という書類があり、職員がその役割や加入の方法についてご説明致します。

ですが**一番の方法は「隣近所の方へ自治組織の加入について相談すること」**です。その方から地区の役員の皆さんへお話しして下さり、加入の手続きや自治組織の役割、作業の内容などを優しく丁寧に教えて頂けるとと思います。この一歩が**人と人のつながりの「大きな一歩」**となります。

また既に自治組織に加入されている皆さんにも、「**加入しやすい雰囲気や制度づくり**」「**多様な生活様式の皆さんが参加できる運営の仕組みづくり**」などが必要になると思います。

＜自治組織の新しい取り組み＞

- ・「転入された方々との交流会の開催」
- ・「高齢者世帯には集会所の周りを清掃することなどで山作業等の厳しい作業を免除」
- ・「区費の金額の見直しや初年度の免除」
- ・「ゴミ収集当番の時間帯の変更や短縮」など

★まちづくり基本条例の制定にむけて

このように、高森町で今まで培ってきた住民の皆さんの役割やつながり、それを支援する役場の役割や責任、そしてこれからの新しい時代に対応し育てていくような**まちづくりの仕組みを条例で「見える化」**するものが「**自治基本条例(まちづくり基本条例)**」です。町では平成24年12月の制定をめざし、来年度より動き出していきます。

①「まちづくりの仕組みを条文にすることで町全体で共有する」

②「町民の皆さんが町政へ参加し、それを形にする仕組みを条例によって保証する」

自治基本条例「5つの意義」

③「この条例を住民の皆さんの手で守りつなげていく」

④「この条例を時代の変化に合わせてながら一緒に育てていく」

最後の5つ目は⑤「この条例は、**まちづくりの主役であるみなさん**の手によって作られる」
ということ

～ 一番身近な人と人のつながり、「自治組織」に入りましょう ～

＜参考資料＞

総務省『災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会報告書』平成21年3月 <http://bit.ly/hfh11S>
総務省『コミュニティ団体運営の手引き』平成22年3月 <http://bit.ly/dOEty6>